相談窓口周知例

 **仕事と介護を両立しましょう！**

**１．介護休業は介護の体制を構築するための休業です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。有期雇用労働者は、申出時点で、介護休業取得予定日から起算して93日経過する日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合に取得できます。＜対象外＞（※対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）①入社１年未満の労働者②申出の日から93日以内に雇用関係が終了する労働者③１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | 対象家族１人につき通算93日までの間の労働者が希望する期間。 |
| 対象家族の範囲 | 配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 |
| 申出期限 | 休業の２週間前までに●●部□□係に申し出てください。 |
| 分割取得 | ３回に分割して取得できます。 |

**２．介護休暇は日常的な介護のニーズにスポット的に対応するための休暇です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 要介護状態にある対象家族を介護する労働者（日々雇用労働者を除く）。＜対象外＞（※対象外の労働者を労使協定で締結している場合の例）１週間の所定労働日数が２日以下の労働者 |
| 期間 | １年度に５日（対象家族が２人以上の場合は10日）まで、１日単位または時間単位で取得できます。 |
| 申出先 | ●●部□□係に申し出てください。 |

上記の他、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等の制度があります。

**➡　詳細は育児・介護休業規程をご覧ください。**

**介護休業には、給付の支給があります。**

 **介護休業給付**

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の67%の介護休業給付を受けることができます。

|  |
| --- |
| * 介護休業、介護休暇等について不明な点があれば、以下の相談窓口へご相談ください。
 |
| 介護休業等に関する相談窓口制度利用の申込先 | ●●部□□課　〇〇〇〇（内線●●、メールアドレス△△） |